

申告が始まります

問 税務課 ☎ 内線1056～1059

[注意] 必要書類を持参されないと申告受付できません！

●申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)
- 2 印鑑(認印)
- 3 所得税が還付になる場合は振込口座(申告者名義)
- 4 必要書類(下表参照) ※該当する方のみ

※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の両方の書類が必要です。

- ◎個人番号通知カード
- ◎身元確認書類
(運転免許証・パスポート・健康保険証など)

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	令和元年(平成31年)分の源泉徴収票原本(給与・年金)、または事業主の支払い証明書など
事業所得者(営業、農業など)・不動産所得者	収支内訳書 ※必ず作成して持参してください。また、昨年申告した際の書類の控え(一式)をお持ちください。
医療費控除のある方	医療費控除の明細書または医療費通知、保険などで補てんされた金額の明細書・証明書 ※治療を受けた方、病院・薬局ごとに領収証を整理し、合計金額を算出しておいてください。 ※平成29年分の確定申告から医療費控除は領収書の提出が不要となっています(税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります)。 ※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。 ※令和元年(平成31年)分の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。
社会保険料控除のある方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命保険料・地震保険料控除のある方	契約している保険会社から発行された控除証明書 ※地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます。
寄付金税額控除のある方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずるなどの認定書

※税務署からお知らせはがきが郵送された方は、ご持参ください。

確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、市税務課でもお渡ししています。

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

【竜ヶ崎税務署】

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

土・日曜日を除く

2月17日(月)～3月16日(月)

相談受付 午前8時30分～午後4時 相談開始 午前9時～

(提出は午後5時まで)

竜ヶ崎税務署 別館会議室(1階)

※休日は2月24日(月・祝)および3月1日(日)に限り開場します。

※会場の開設期間前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※期間中は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できます。e-Taxで送信、印刷して送付、のいずれかでご提出ください。ID・パスワードをお持ちの方は、e-Taxが大変便利です。

◆ 「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

【受付】月曜～金曜(祝日等および12月29日～1月3日を除く)

国税庁ホームページ「確定申告特集」

確定申告などに関するお問い合わせ

※ホームページ「確定申告特集」で検索



会場は大変混雑します
申告はお早めに!

●受付期間および受付会場

土・日曜日を除く

2月17日(月)～3月16日(月)

午前8時45分～午後3時(午前8時開場)

※休日は2月24日(月・祝)および3月1日(日)に限り受け付けを実施します。

市保健センター研修室(2階)

▲申告期間は、会場が大変混み合います。お待ちいただく時間が長くなるのが予想されますのでご了承ください。

▲ご来場前に必ず、帳簿・領収書などを整理し、必要書類の準備(収支内訳書の作成・医療費合計金額の算出など)を済ませた上でお越しください(右表参照)。

●申告が必要な方



① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方

② 給与所得者で…

- ・「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方
- ・年の途中で退職し、その後就職しなかった方
- ・年末調整を受けなかった方

③ 給与所得者で…

- ・給与の他に所得のあった方
- ・または2カ所以上から給与を受けた方

④ 年金受給者で…

- ・源泉徴収税額のある方
- ・2カ所以上から年金を受給している方
- ・各種の所得控除を受ける方

⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方

⑥ どなたの扶養にも入っていない方

※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

▲以下に該当する方は、市の会場では受付できません。電ヶ崎税務署で申告をお願いします。

- 雑損控除を受ける方
- 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- 過年分の申告をする方
- 給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- 事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- 土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告

※上記内容でも相談を要しない提出のみの方は、申告受付日に限り、申告書をお預かりします。

問 電ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※令和元年(平成31年)分の確定申告書を税務署に提出した方、または提出予定の方は、市県民税の申告をする必要はありません。

●公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

◆所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

◆所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

◆平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。